

上智大学経済学会会則

第1条 本会は、上智大学経済学会と称する。

第2条 本会は、経済学・経営学の研究とその発表を目的とする。

第3条 本会は、事務局を上智大学経済学部置く。

第4条 本会は、上智大学経済学部・大学院経済学研究科所属の専任および兼任教員をもって構成する。

第5条 本会は、次の事業を行う。

1. 雑誌「上智経済論集」の発行。
2. ディスカッション・ペーパーの発行。
3. 国内および国外の諸大学・研究機関との資料および研究成果の交流。
4. 学生の研究活動の指導・援助。
5. その他、経済学部教授会または経済学研究科委員会で適当と認めた事業。

第6条 本会の運営は経済学部教授会または経済学研究科委員会の決議による。

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長（経済学部長）。
2. 編集委員若干名（任期2年）。

第8条 本会則の変更は、経済学部教授会の決議による。

制定：1962年

改正：2012年3月1日

編集後記

今年度も無事に上智経済論集の編集が終わり、あとは刊行を待つばかりになりました。

今号は5論文・1研究ノートを収録し、非常に充実した論集に仕上がったように思います。これも寄稿して下さった高橋先生、倉田先生、竹内先生、細萱先生、新井先生のご尽力の賜であり、編集委員としては本当に感謝に堪えません。

採用・昇任人事等において研究者のオフィシャルな業績が査読論文でカウントされる状況では、自らも研究者として、大学の紀要の役割は何なのだろうか、と考えてしまうことがあります。また、インターネットテクノロジーの進歩で、電子化された論文等にいつでもどこでもアクセスできる環境では、限られた学部予算の相当部分を割いて印刷物を刊行しなければならない合理的な理由はどこにあるのだろうか、とも思ってしまうのです。

そうした環境変化に、大学に関わる様々なルールがほとんど追いついていないし、それを改革するとしても大学の保守的な風土がそうした意欲を削いでいるのが実情ではないでしょうか。それにもかかわらず、我々の世代で出来なかったことを、次の世代の先生方が少しでも変えてくださるなら、これに勝る喜びはありません。

とはいえ、研究者は研究で評価されるのが一丁目一番地ですから、皆さん日頃から研鑽を欠かさずに、不断の努力を研究に注がれていることと思います。その貴重な成果がこの上智経済論集に掲載されているのです。こうした伝統が長く引き継がれて、これまで先輩方が紡いで来られた上智大学経済学部における学問の灯火が、これからも真理探究の道を照らし続け、学生の未来を永遠に拓いていくように、心から願ってやみません。

(2017年2月15日 編集委員長 上妻 義直)